

第24回 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス
ホールB

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）

議案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会につきましては、ライブ配信を行います。
視聴方法につきましては、5頁から7頁をご参照ください。

株式会社ビジョン

証券コード：9416

(証券コード9416)
2025年3月12日
(電子提供措置の開始日2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社 ビジョン
代表取締役 佐野健一
会長 C E O

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.vision-net.co.jp/ir/library/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも
掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし
て、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を
選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



**なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができ
ますので、**お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、
3頁から5頁に記載の議決権行使のご案内に従って、2025年3月27日（木曜日）午後6時まで
に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス ホールB
(末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第24期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第24期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎NSスカイカンファレンス ホールBが満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。第2会場では、議場の様子を中継映像でご覧いただけます。質疑でのご質問は、メイン会場であるNSスカイカンファレンス ホールBにてお受けいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ① 会社の新株予約権等に関する事項
 - ② 会計監査人の状況
 - ③ 会社の体制及び方針
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 計算書類の個別注記表
 - ⑥ 連結株主資本等変動計算書
 - ⑦ 連結計算書類の連結注記表
- ◎本株主総会から決議ご通知の送付を取りやめさせていただきます。
株主総会終了後、当社ウェブサイトにて決議内容を掲載いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇議決権行使の方法についてご案内



1. 株主総会にご出席いただく場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名を選任し、代理権を証する書面と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年3月28日（金曜日）午前10時

受付は、午前9時30分から開始いたします。



2. 株主総会にご出席いただけない場合

(1) 郵送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

※到着までに数日を要しますので、お早めの投函をお願いいたします。

議決権行使期限

2025年3月27日（木曜日）午後6時到着分まで

(2) インターネットによる議決権行使の場合

① 「スマート行使」による方法

同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

② 議決権行使コード・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイト▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

詳しくは、4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。



議決権行使期限

2025年3月27日（木曜日）午後6時入力完了分まで

3. 議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

(1) 郵送（議決権行使書）及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

議案に対し賛否（又は棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◇インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード及びパスワードのご入力は不要です）。「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 「議決権行使ウェブサイト（議決権行使コード・パスワード入力）」による方法



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

- ・議決権行使コード及びパスワードは、株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社証券代行部（下記）までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先	上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日(年末年始除く) 9:00~21:00)	フリーダイヤル 0120-288-324 (平日(年末年始除く) 9:00~17:00)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以上

◇インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

本株主総会につきましては、株主様が本株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。また、ウェブサイトにおいて事前質問をお受けいたします。ライブ配信及び事前質問をご利用いただく場合は、7頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時
2025年3月28日（金曜日） 午前10時から
2. アクセス方法

接続先 <https://web.sharely.app/login/vision-24>

<必要事項>株主番号、郵便番号、保有株式数



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※ご不明点に関しましては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできかねます。あらかじめご了承ください。

【バーチャル株主総会 Sharely お問い合わせ窓口】

電話番号 03-6683-7661

受付時間 2025年3月28日（金曜日） 午前9時から株主総会終了時まで

3. 事前質問方法

接続先 https://web.sharely.app/e/vision-24/pre_question

<必要事項>株主番号、郵便番号、保有株式数



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、事前質問フォームにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。
- ③ 事前質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

【事前質問受付時間】

2025年3月12日（水曜日）～2025年3月26日（水曜日） 午後6時

※受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以上

注意事項

- ・本ライブ配信は株主総会の模様をご視聴いただけますが、当日の決議へご参加いただくことはできません。株主様におかれましては、郵送（書面）又はインターネットによる議決権の事前行使をお願いしたく、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・本ライブ配信は株主総会の模様をご視聴いただけますが、当日の質疑応答には対応しておりません。事前質問受付をご利用ください。また事前質問受付から動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、株主総会会場にご出席ください。
- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをあらかじめご了承ください。
- ・当日において、株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどへの投稿等は固くお断りいたします。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び当社役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループの今後の事業展開に備えるため、事業の目的事項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.~23. <条文省略>	1.~23. <現行どおり>
<新設>	<u>24.障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業</u>
<新設>	<u>25.障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域支援事業</u>
<新設>	<u>26.障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</u>
<新設>	<u>27.障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u>
<新設>	<u>28.障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター</u>
<u>24.~46.</u> <条文省略>	<u>29.~51.</u> <現行どおり>
<新設>	<u>52.化粧品の製造および販売事業</u>
47.~48. <条文省略>	53.~54.<現行どおり>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選任に当たりましては、公正性、透明性及び客観性を高めるため、指名報酬委員会（委員長及び委員の過半数は社外取締役であります。）に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 氏名（性別） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）		所有する 当社の株式数
さの けんいち 佐野 健一（男性） （1969年11月7日） [再任]	1995年6月 1996年4月 2001年12月 2004年11月 2023年3月	有限会社ビジョン 設立 代表取締役社長 旧株式会社ビジョン 設立 代表取締役社長 当社 設立 取締役 当社 代表取締役社長 当社 代表取締役会長CEO（現任）	2,611,900株
<p>【重要な兼職】 Vision Mobile Hawaii Inc. Representativedirector and president Vision Mobile Hong Kong Limited 董事長 GLOBAL WIFI.COM PTE.LTD. Representative Director 無限全球通移動通信股份有限公司 董事長 上海高效通信科技有限公司 董事長 Global WiFi France SAS président Vision Mobile Italia S.r.l. Presidente del CdA VISION MOBILE USA CORP. Director and President Vision Mobile New Caledonia SAS président</p> <p>【取締役候補者とした理由】 佐野健一氏は、当社の創業者であり、創業以来一貫して経営を主導してきた貴重な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

2 氏名(性別) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
おおた けんじ 大田 健司 (男性) (1971年11月24日) [再任]	1997年11月 2001年12月 2015年3月 2023年3月	旧株式会社ビジョン 入社 当社 取締役 当社 取締役営業本部長 当社 代表取締役社長COO(現任)	97,700株
<p>【重要な兼職】 Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 ベストリンク株式会社 取締役 上海高效通信科技有限公司 董事 Global WiFi France SAS directeur général Vision Mobile Italia S.r.l. Consigliere VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President Vision Mobile New Caledonia SAS directeur général 株式会社アルファテクノ 取締役 株式会社BOS 取締役 こしかの温泉株式会社 取締役 株式会社あどばる 取締役 ZORSE株式会社 取締役 株式会社Vision Works 取締役 株式会社Vision Link 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 大田健司氏は、代表取締役社長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しています。また、2001年12月から約23年間当社の取締役として企業活動に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

3 氏名 (性別) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
なかもと しんいち 中本 新一 (男性) (1972年10月21日) [再任]	1995年 8月 1996年 4月 2004年11月 2015年 3月 2023年 3月	有限会社ビジョン 入社 旧株式会社ビジョン 取締役 当社 取締役 当社 取締役管理本部長 当社 取締役CFO (現任)	191,000株
<p>【重要な兼職】 Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 上海高效通信科技有限公司 董事 VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President こしかの温泉株式会社 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 中本新一氏は、取締役としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しています。また、1996年4月から約29年間当社の取締役として企業活動に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

4	氏名 (性別) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
	ないとう しんいちろう 内藤 真一郎 (男性) (1967年6月13日) [再任] [社外取締役] [独立役員]	1991年4月 株式会社リクルート人材センター (現 株式会社リクルート) 入社 1994年10月 株式会社日本リモデル 入社 1995年12月 ペルソン・アンド・ペルソンエンターテインメント有限会社 (現 株式会社ペルソン) 設立 取締役 1996年12月 株式会社アレスト (現 株式会社ファインドスター) 設立 取締役 1998年7月 同社 代表取締役 (現任) 2009年6月 株式会社TMH 取締役 (現任) 2009年7月 株式会社MDK 代表取締役 (現任) 2010年7月 株式会社ディ・ポップス (現 株式会社ディ・ポップスグループ) 取締役 (現任) 2011年7月 株式会社スタートライズ 取締役 2011年12月 株式会社ワンスター 取締役 2012年7月 スタークス株式会社 取締役 2012年10月 株式会社Shift 取締役 (現任) 2015年7月 株式会社ワンスター 監査役 2015年9月 スターアセットコンサルティング株式会社 代表取締役 2015年11月 株式会社ファインドスターグループ 設立 代表取締役 (現任) 2016年3月 当社 取締役 (現任) 2018年12月 テモナ株式会社 取締役 (現任)	—
<p>【重要な兼職】 株式会社ファインドスター 代表取締役 株式会社TMH 取締役 株式会社MDK 代表取締役 株式会社ディ・ポップスグループ 取締役 株式会社Shift 取締役 株式会社ファインドスターグループ 代表取締役 テモナ株式会社 取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 内藤真一郎氏は、WEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、経営を監視いただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくためであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。</p> <p>【独立性について】 内藤真一郎氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。</p>			

5 氏名(性別) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
はらだ しおり 原田 静織 (女性) (1974年6月21日) [再任] [社外取締役] [独立役員]	2001年4月 2003年9月 2006年2月 2013年9月 2015年7月 2016年7月 2017年3月 2019年12月 2020年7月	ソフトバンクコマース(現 ソフトバンク株式会社) 入社 デル株式会社 入社 ビジネスデベロップメントマネージャー トレンドマイクロ株式会社 入社 グローバルマーケティングディレクター Tripadvisor株式会社 代表取締役 株式会社ランドリーム 設立 代表取締役(現任) WILLER株式会社 取締役 当社 取締役(現任) 上海拵趣文化传媒有限公司 法定代表人 TOUCH GROUP株式会社 代表取締役(現任)	3,800株
<p>【重要な兼職】 株式会社ランドリーム 代表取締役 TOUCH GROUP株式会社 代表取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 原田静織氏は、インバウンドビジネスに関する豊富な経験及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、経営を監視いただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくためであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。</p> <p>【独立性について】 原田静織氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。</p>			

6 氏名 (性別) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
な か みちまさ 那珂 通雅 (男性) (1964年8月14日) [再任] [社外取締役] [独立役員]	1989年4月 2004年12月 2008年6月 2009年10月 2009年12月 2010年12月 2011年3月 2014年7月 2014年7月 2014年9月 2014年10月 2014年11月 2015年7月 2016年7月 2017年6月 2018年12月 2019年3月 2020年5月 2021年5月 2022年10月	ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 (現 シティグループ証券株式会社) 入社 日興シティグループ証券株式会社 (現 シティグループ証券株式会社) 常務執行役員債権本部共同本部長 同社 常務執行役員市場営業本部長 シティグループ証券株式会社 取締役 同社 取締役副社長 ストームハーバー証券株式会社 設立 代表取締役社長 GLM株式会社 監査役 あすかアセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社eWell 取締役 株式会社アイスタイル 取締役 (現任) ストームハーバー証券株式会社 取締役会長 株式会社ジーニー 取締役 プリベント少額短期保険株式会社 (現 ミカタ少額短期保険株式会社) 取締役 (現任) ボードウォーク・キャピタル株式会社 設立 代表取締役社長 (現任) 株式会社アクセルレーター 設立 代表取締役社長 (現任) ボードウォーク・トレーディング株式会社 取締役 (現任) 当社 取締役 (現任) 株式会社ベクトル 取締役 (現任) 寶結株式会社 取締役 (現任) HRクラウド株式会社 取締役 (現任)	15,300株
<p>【重要な兼職】 株式会社アイスタイル 取締役 ミカタ少額短期保険株式会社 取締役 ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役社長 株式会社アクセルレーター 代表取締役社長 ボードウォーク・トレーディング株式会社 取締役 株式会社ベクトル 取締役 寶結株式会社 取締役 HRクラウド株式会社 取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 那珂通雅氏は、金融業界・グローバルなビジネスに関する豊富な経験及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、経営を監視いただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくためであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。</p> <p>【独立性について】 那珂通雅氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。</p>			

7 氏名 (性別) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
もり し えり 森 詩絵里 (女性) (1989年3月29日) 【再任】 【社外取締役】 【独立役員】	2015年1月 2015年1月 2017年11月 2018年10月 2024年3月 2024年8月 2024年9月	弁護士登録 (東京弁護士会) 馬場・澤田法律事務所入所 K&L Gates外国法共同事業法律事務所入所 インテグラル法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 当社 取締役 (現任) LiME株式会社 監査役 (現任) ユーソナー株式会社 取締役 (現任)	—
<p>【重要な兼職】 インテグラル法律事務所 パートナー弁護士 LiME株式会社 監査役 ユーソナー株式会社 取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 森詩絵里氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的知見から、経営陣から独立した立場で当社のコンプライアンス体制などについて助言いただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化へ貢献していただくためであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> <p>【独立性について】 森詩絵里氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 2004年11月1日付にて、株式会社ビジョン・ビジネス・ソリューションズが旧株式会社ビジョンを合併し、商号を株式会社ビジョンに変更しております。
3. 当社は、内藤真一郎氏、原田静織氏、那珂通雅氏及び森詩絵里氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者になります。当該契約は、被保険者が取締役の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。なお、保険料金は全て当社にて負担されます。
5. 社外取締役候補者の森詩絵里氏につきましては、職務上使用している氏名であるため上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は佐藤詩絵里氏であります。

(ご参考)

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了後の当社の役員の構成、その有する専門性及び経験は以下のとおりです。

	企業 経営	営業 マーケテ ィング	財務 ファイナ ンス	I T デジタル DX	人事 労務 人材 開発	法務 リスクマ ネジメン ト	グローバ ル経営 多様性	E S G サスティ ナブル	投資 M & A
佐野健一	○	○	○	○				○	○
大田健司	○	○		○				○	○
中本新一	○	○	○		○	○			○
内藤真一郎	○	○		○	○				○
原田静織	○	○		○			○	○	
那珂通雅	○	○	○				○		○
森詩絵里					○	○	○	○	○
梅原和彦	○		○			○	○		○
丹羽哲也					○	○			○
茂田井純一	○		○	○		○			○
寶角淳	○		○	○		○			○

(注) 上記の一覧表は各氏の経験等を踏まえて、より専門性を発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を示すものではありません。

以上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、一部に足踏みが残るものの、景気は緩やかに回復しています。

しかし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響等、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況であります。

このような経済環境の中、当社グループは主力事業であるグローバルW i F i 事業、情報通信サービス事業及びグランピング・ツーリズム事業に注力し、社会のニーズに柔軟に対応すべく努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は35,528百万円（前期比11.7%増）、営業利益は5,365百万円（前期比25.3%増）、経常利益は5,422百万円（前期比25.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,375百万円（前期比11.6%増）と、いずれも前期実績を上回る結果となっております。

セグメント別の状況

当社グループの報告セグメントは、「グローバルW i F i 事業」、「情報通信サービス事業」及び「グランピング・ツーリズム事業」の計3セグメントとなっております。各区分における概況は以下のとおりです。

「グローバルW i F i 事業」

当連結会計年度において、インバウンドを中心に、旅行需要の回復幅は高い傾向がありました。

訪日外国人数は、年間累計で3,686万人となり、前年比では47.1%増、2019年比では15.6%増と、過去最高であった2019年の3,188万人を約500万人上回り、年間過去最高を更新しました。

出国日本人数については、年間累計1,300万人となり、2019年比では64.8%と回復途上にあります。前年比では35.2%増と伸長しており、特に7月以降は月間100万人を超える結果となっております。（出典：日本政府観光局（J N T O））

このような事業環境の中、インバウンド事業では、訪日外国人向け日本国内用W i - F i レンタルサービス「N I N J A W i F i」や、空港カウンターに設置しておりますS I M カード自動販売機による売上が順調に推移しました。また、関西国際空港では、売場面積を従来の2倍に拡大する等、空港カウンターにおける収益基盤の強化に努めております。

一方、アウトバウンド事業では、データ容量「無制限プラン」の提供エリアを128の国と地域に拡大するとともに、高速データ通信が可能な「5Gプラン」の提供エリアも50の国と地域に拡充しました。法人需要が堅調に推移していることに加え、データ容量「無制限プラン(4G・5G)」の需要が高い水準を保持しており、顧客単価は引き続き高水準を維持しております。また、新たなサービスとして「World e S I M」の販売にも注力しており、こちらも順調に推移しております。

これらの取り組みにより、当連結会計年度における売上高は19,875百万円(前期比6.1%増)、セグメント利益は5,987百万円(前期比19.0%増)と前期実績を上回っております。

なお、前連結会計年度のグローバルW i F i 事業においては、厚生労働省から東京空港検疫所支所等の業務(検疫業務に係る支援業務。以下「支援業務」といいます。)を受託等し、支援業務等の売上高が約18億円、営業利益が約5.5億円ございました。ただし、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に引き下げられました関係上、支援業務等は現在行っておりません。これらのことを踏まえ、支援業務等の実施額を差し引いて比較した実質的な実績は、売上高約2,971百万円増(前期比17.6%増)、営業利益約1,504百万円増(前期比33.6%増)と前期実績を大きく上回る結果となっております。

「情報通信サービス事業」

当連結会計年度において、「第178回中小企業景況調査」によると、当事業が主にサービスを提供する中小企業においては、全産業の業況判断D I (Diffusion Index 企業の業況感や設備、雇用人員の過不足等の各種判断を指数化したもの)は2024年10~12月期は前期から18.0ポイント減と低下しております。

このような事業環境の中、当社では、中途採用を積極的に進めることで営業力を強化し、その結果、O A 機器と移動体通信機器の販売、さらには電気の取次事業(エコソリューション事業)が好調に推移いたしました。加えて、将来的なアップセルやクロスセルの実現、長期的な解約率の低減、そしてストック商材による安定的な収益基盤の構築を目指し、ライフタイムバリュー(顧客生涯価値)の最大化を図るため、自社ストックサービスの拡販に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は14,490百万円(前期比19.7%増)、セグメント利益は1,693百万円(前期比62.7%増)と前期実績を上回っております。

「グランピング・ツーリズム事業」

当連結会計年度において、観光庁の「訪日外国人消費動向調査」によりますと、2024年の訪日外国人旅行消費額は8兆1,395億円（前年比53.4%増、2019年比69.1%増）と推計されております。

また、費目別に訪日外国人旅行消費額の構成比をみますと、宿泊費が33.6%と最も多く、2兆7,366億円となっております。

このような事業環境の中、既存のホテルや旅館にはない非日常的な体験を求めて、宿泊先に「VISION GLAMPING Resort & Spa こしかの温泉」（鹿児島県霧島市）、2022年12月にオープンした「VISION GLAMPING Resort & Spa 山中湖」（山梨県山中湖村）を選択されるお客様が増えております。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,155百万円（前期比26.6%増）、セグメント利益は119百万円（前期比35.0%増）と前期実績を上回っております。

セグメント別売上高

事業区分	第23期 (2023年12月期) (前連結会計年度)		第24期 (2024年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比 増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
グローバル W i F i 事業	18,728	58.9	19,875	55.9	1,147	6.1
情報通信 サービス事業	12,108	38.1	14,490	40.8	2,382	19.7
グランピング・ ツーリズム事業	913	2.9	1,155	3.3	242	26.6
その他	94	0.3	32	0.1	△62	△66.0
調整額	△36	△0.1	△25	△0.1	11	
合 計	31,807	100.0	35,528	100.0	3,721	11.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,076百万円であります。その主なものは、レンタル用モバイルW i - F i ルーターの取得によるものであります。

(3) 対処すべき課題

① 知名度の向上

当社では、安定的な成長に加え、高い成長性を確保することが課題であります。

そのためには、当社が運営する各種サービスの利用拡大を促進するため、「グローバルW i F i」の知名度の向上が必須であると考えております。

また、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めるため、さらには優秀な人材を採用するためにも、当社「ビジョン」自体の知名度の向上も重要であると考えております。今後、積極的な広報・IR活動を推進し、サービスおよび当社名自体の認知度向上を進めてまいります。

② 安定的な収益の確保

当社では、安定的な収益を確保することが課題であります。

そのためには、法人向けの社内常備型「グローバルW i F i f o r B i z」等の販売の強化、情報通信サービス事業における取扱商品の拡充および販売チャネルの拡大等を図ってまいります。さらには、自社ストックサービスの拡販と継続利用を推進することで、安定的なストック収益を向上させ、長期的に安定した収益基盤を構築します。

また、組織的なリスク管理の強化、品質管理の徹底等を推進して、この課題に取り組んでまいります。

③ 優秀な人材の確保

当社では、安定的な成長、高い成長性を確保するために、優秀な人材の確保が課題であります。

先般、米国ニューヨークへ進出したように、グローバル展開を含めた今後の成長を推進するに当たり、優秀で熱意のある人材を適時に採用することが、重要な課題と認識しており、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。

④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するためにはコーポレート・ガバナンス体制の強化が課題であります。

当社では、迅速な意思決定および業務執行体制とそれを適切に監督・監視する体制の構築を図っております。経営の健全性や透明性を確保する観点から、今後も事業規模に応じたコーポレート・ガバナンス体制の強化を継続的に図ってまいります。

また、企業規模の拡大やグループ会社の増加、海外での事業展開等、内部統制の重要度が増してきていることから、グループ全体での内部統制につきましても継続的な強化を図ってまいります。

⑤ M&Aによる事業拡大

当社では、当社グループが未だ競争力を発揮できていない事業領域があり、その点が課題であります。

今後、開拓すべき事業領域では、M&Aが有効な手段であると考えております。当社は、既存事業とのシナジーを考慮した上で、ターゲット企業に対して事業の評価を行い、企業価値の向上に資するM&A戦略を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2021年12月期)	第22期 (2022年12月期)	第23期 (2023年12月期)	第24期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	18,100,837	25,487,727	31,807,789	35,528,993
経 常 利 益 (千円)	1,143,772	2,422,500	4,337,990	5,422,233
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	729,129	1,548,610	3,025,895	3,375,590
1株当たり当期純利益 (円)	15.47	31.96	61.87	69.59
総 資 産 (千円)	14,932,162	17,951,550	21,366,505	25,261,522
純 資 産 (千円)	10,122,215	12,039,996	14,607,635	17,890,656
1株当たり純資産 (円)	212.52	245.75	297.72	357.62

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2021年12月期)	第22期 (2022年12月期)	第23期 (2023年12月期)	第24期 (当 期) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	16,964,191	22,782,562	28,332,214	31,848,671
経 常 利 益 (千円)	864,499	2,229,164	4,144,511	5,314,708
当 期 純 利 益 (千円)	548,171	1,520,957	2,959,652	3,343,246
1株当たり当期純利益 (円)	11.63	31.39	60.51	68.92
総 資 産 (千円)	12,254,973	14,814,855	18,387,433	22,153,196
純 資 産 (千円)	8,771,289	10,574,153	13,033,350	16,254,510
1株当たり純資産 (円)	184.18	215.92	265.15	324.12

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社メンバーズネット	10,000 千円	100 %	情報通信サービス事業
ベストリンク株式会社	10,000	100	グローバルW i F i 事業 情報通信サービス事業
株式会社アルファータクノ	50,000	100	情報通信サービス事業
株式会社BOS	10,000	100	情報通信サービス事業
株式会社ビジョンアド	10,000	60	その他事業 (メディア事業)
株式会社ビジョンテクノロジーズ	10,000	100	I T 事業 (プログラムの作成等)
株式会社あどばる	10,000	(※) 50	情報通信サービス事業
こしかの温泉株式会社	53,880	100	グランピング・ツーリズム事業
ZORSE株式会社	5,000	60	情報通信サービス事業
株式会社Vision Works	10,000	100	情報通信サービス事業
株式会社Vision Link	10,000	100	情報通信サービス事業
Vision Mobile Korea Inc. (韓国法人)	300,000,000 KRW	100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Hawaii inc. (アメリカ (ハワイ) 法人)	150,000 USD	100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Hong Kong Limited (香港法人)	300,000 HKD	100	グローバルW i F i 事業
無限全球通移動通信股份有限公司 (台湾法人)	5,000,000 NTD	100	グローバルW i F i 事業
GLOBAL WIFI.COM PTE.LTD. (シンガポール法人)	160,000 SGD	100	グローバルW i F i 事業
GLOBAL WIFI.UK LTD (英国法人)	40,000 GBP	100	グローバルW i F i 事業
VISION VIETNAM ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY (ベトナム法人)	2,100,000,000 VND	100	I T 事業 (プログラムの作成等)
上海高效通信科技有限公司 (中国 (上海) 法人)	1,700,000 USD	100	グローバルW i F i 事業
Global WiFi France SAS (フランス法人)	220,000 EUR	100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Italia S.r.l. (イタリア法人)	220,000 EUR	100	グローバルW i F i 事業
VISION MOBILE USA CORP. (アメリカ (カリフォルニア) 法人)	470,000 USD	100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile New Caledonia SAS (ニューカレドニア法人)	1,000,000 CFP	100	グローバルW i F i 事業
VISION USA CORP. (アメリカ (ニューヨーク) 法人)	300,000 USD	100	グローバルW i F i 事業

- (注) 1. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。
2. ※は、間接保有も含む比率を表示しております。

3. 株式会社ビジョンアドは、2025年1月1日を効力発生日とする（当社子会社であるベストリンク株式会社を存続会社とする）吸収合併により消滅いたしました。

(6) 主要な事業内容

事業名	事業内容
グローバルWi-Fi事業	世界各国の通信キャリア等から現地の方が利用しているローカルネットワーク（データ通信サービス）を仕入れ、各地域へ渡航される方へモバイルWi-Fiルーター等をレンタルし、収益を得るサービスを行っております。
情報通信サービス事業	スタートアップ、ベンチャー企業、及びその他一般企業向けに、各種サービスの加入取次、移動体通信機器の販売、OA機器販売、ホームページ制作等のサービス提供を行っております。
グランピング・ツーリズム事業	自然との一体感が感じられ、プライベート性を重視した独立型ドームテントを設け、お客様に非日常的空間やサービスを提供しております。

(7) 企業集団の主要拠点等（2024年12月31日現在）

①ビジョングループ



②国内拠点

本社

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

営業所

札幌、仙台、成田、新宿、横浜、名古屋、関西（大阪）、福岡、ビジョン・フューチャー・ビジネス・センター（佐賀）、那覇

空港カウンター（委託含む）

成田空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、伊丹空港（大阪国際空港）、旭川空港、新千歳空港、仙台空港、新潟空港、小松空港、富士山静岡空港、広島空港、福岡空港、北九州空港、大分空港、熊本空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、みやこ下地島空港

グランピング施設

山梨県山中湖村、鹿児島県霧島市

(8) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

①企業集団の従業員数

	従業員数	前連結会計年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	483名	24名増	36.5歳	7.9年
女性	299名	14名増	32.4歳	4.7年
合計	782名	38名増	35.0歳	6.7年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

②当社の従業員数

	従業員数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	375名	8名増	36.7歳	8.9年
女性	218名	22名増	32.4歳	5.1年
合計	593名	30名増	35.1歳	7.5年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 123,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 50,422,000株 |
| (3) 株主数 | 34,929名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,764,300 株	11.80 %
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 （佐野健一〇0730078号）	4,051,001	8.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,736,200	7.65
佐野 健一	2,611,900	5.35
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 （佐野健一〇0730079号）	1,350,333	2.76
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 （佐野健一〇0730080号）	1,350,333	2.76
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 （佐野健一〇0730081号）	1,350,333	2.76
野村信託銀行株式会社（投信口）	997,700	2.04
MSIP CLIENT SECURITIES	879,394	1.80
株式会社SBI証券	820,348	1.68

- (注) 1. 当社は、当事業年度末において自己株式1,578,235株を保有しております。なお、「株式給付信託（BBT-RS）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株主名簿上の当社株式183,500株については、自己株式には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2024年12月31日現在）

	第3回新株予約権
発行決議日	2017年11月13日
新株予約権の数	13,340個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式：4,002,000株 新株予約権1個につき：300株
新株予約権の払込金額	1個当たり1,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり258,900円 1株当たり863円
権利行使期間	2019年4月1日から2025年3月31日まで
行使の条件	別記
割当者数	159名 (当社取締役(社外取締役を除く)3名、使用人156名)

(別記)

行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の営業利益が下記に掲げる条件を充たした場合、充たした条件に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下「行使可能割合」という)を乗じた新株予約権を、当該営業利益水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - ①2018年12月期の営業利益が21億円を超過し、かつ2019年12月期の営業利益が26億円を超過した場合：行使可能割合 30%
 - ②2020年12月期の営業利益が31億円を超過した場合：行使可能割合 30%なお、①及び②の両方の条件を充たした場合の行使可能割合は60%とする。
 - ③上記のいずれかにかかわらず、2018年12月期から2021年12月期のいずれかの事業年度における営業利益が36億円を超過した場合：行使可能割合 100%
2. 新株予約権者は、2018年12月期から2021年12月期のいずれかの事業年度における営業利益が16億円を下回った場合、既に行使可能となっている新株予約権を除き、新株予約権を行使できない。
3. 新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役(社外取締役を除く)もしくは、従業員又は当社子会社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、当社取締役会が諸般の事情を考慮の上、相続人による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、その相続人は、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使できる。
5. 相続人による新株予約権の再度の相続は認めない。
6. 新株予約権の行使により当社発行済株式総数がその時点における発行可能株式総数を超過するときは、新株予約権の行使はできない。
7. 新株予約権の1個未満の行使は認めない。
8. その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第4回新株予約権	
発行決議日	2022年3月1日
新株予約権の数	7,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式：720,000株 新株予約権1個につき：100株
新株予約権の払込金額	1個当たり800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり116,200円 1株当たり1,162円
権利行使期間	2024年4月1日から2032年3月31日まで
行使の条件	別記
割当者数	32名 (当社取締役(社外取締役を除く)3名、使用人29名)

(別記)

行使の条件

1. 新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期までの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様。)に記載された営業利益が下記①又は②に定める条件を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、割当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
 - ①2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が40億円を超過した場合：行使可能割合 50%
 - ②2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が50億円を超過した場合：行使可能割合 100%
 上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	佐野 健一	男性	Vision Mobile Hawaii Inc. Representativedirector and president Vision Mobile Hong Kong Limited 董事長 GLOBAL WIFI.COM PTE.LTD. Representative Director 無限全球通移動通信股份有限公司 董事長 上海高效通信科技有限公司 董事長 Global WiFi France SAS président Vision Mobile Italia S.r.l. Presidente del CdA VISION MOBILE USA CORP. Director and President Vision Mobile New Caledonia SAS président
代表取締役社長COO	大田 健司	男性	Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 ベストリンク株式会社 取締役 上海高效通信科技有限公司 董事 Global WiFi France SAS directeur général Vision Mobile Italia S.r.l. Consigliere VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President Vision Mobile New Caledonia SAS directeur général 株式会社アルファータクノ 取締役 株式会社BOS 取締役 こしかの温泉株式会社 取締役 株式会社あどばる 取締役 株式会社ビジョンアド 取締役 ZORSE株式会社 取締役 株式会社Vision Works 取締役 株式会社Vision Link 取締役

会社における地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
取締役CFO	中本 新一	男性	Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 上海高效通信科技有限公司 董事 VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President こしかの温泉株式会社 取締役
取締役	内藤真一郎	男性	株式会社ファインドスター 代表取締役 株式会社TMH 取締役 株式会社MDK 代表取締役 株式会社ディ・ポップスグループ 取締役 株式会社Shift 取締役 株式会社ファインドスターグループ 代表取締役 テモナ株式会社 取締役
取締役	原田 静織	女性	株式会社ランドリーム 代表取締役 TOUCH GROUP株式会社 代表取締役
取締役	那珂 通雅	男性	株式会社アイスタイル 取締役 ミカタ少額短期保険株式会社 取締役 ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役社長 株式会社アクセルレーター 代表取締役社長 ボードウォーク・トレーディング株式会社 取締役 株式会社ベクトル 取締役 寶結株式会社 取締役 HRクラウド株式会社 取締役
取締役	森 詩絵里	女性	インテグラル法律事務所 パートナー弁護士 ユースナー株式会社 取締役 LiME株式会社 監査役

会社における地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	梅原 和彦	男性	－
常勤監査役	丹羽 哲也	男性	－
監査役	茂田井純一	男性	公認会計士 株式会社アカウンティング・アシスト 代表取締役 株式会社CARTA HOLDINGS 監査役 株式会社Geolocation Technology 監査役 gooddaysホールディングス株式会社 取締役 クックパッド株式会社 取締役
監査役	竇角 淳	男性	公認会計士 株式会社ストリーム 代表取締役副社長 楽待株式会社 監査役

- (注) 1. 2024年3月28日開催の第23回定時株主総会において、森詩絵里氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役内藤真一郎氏、原田静織氏、那珂通雅氏及び森詩絵里氏は、社外取締役であります。
3. 監査役梅原和彦氏、茂田井純一氏及び竇角淳氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、内藤真一郎氏、原田静織氏、那珂通雅氏、森詩絵里氏、梅原和彦氏、茂田井純一氏及び竇角淳氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
5. 取締役森詩絵里氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役茂田井純一氏及び竇角淳氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役森詩絵里氏につきましては、職務上使用している氏名であるため上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は佐藤詩絵里氏であります。
8. 代表取締役社長COO大田健司氏の重要な兼職先である株式会社ビジョンアドは、2025年1月1日を効力発生日とする（当社子会社であるベストリンク株式会社を存続会社とする）吸収合併により消滅いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役がその職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を含む被保険者がその役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。なお、保険料金は全て当社にて負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針について2024年2月21日開催の取締役会において決議しており、その決議の内容は以下のとおりであります。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会（委員長は、社外取締役である内藤真一郎氏であり、委員の過半数は社外取締役であります。）へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

1. 報酬に関する基本方針

当社の役員報酬は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、また業績や企業価値の向上に対する動機付け及び株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針とする。

この基本方針に基づき、社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみにより構成するものとする。

2. 基本報酬の額又はその算定方法の決定方針

取締役の基本報酬は、役位、職責に加え、業績及び個人の業績貢献度並びに役割遂行度等を総合的に勘案して決定する。

3. 株式報酬に関する方針

中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した、信託を活用した株式報酬制度により株式報酬を決定する。すなわち、当社が指定する信託（以下、本信託という）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、当社普通株式という）の取得を行い、取締役に対して取締役会が定める役員株式給付規程に従って付与されるポイント数に応じた譲渡制限付株式を本信託を通じて交付する。

4. 報酬等の割合に関する方針

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の報酬全体に占める割合については、業績向上のインセンティブとして機能するために適切な割合となるように決定する。

5. 報酬等の決定に関する事項

基本報酬については、社外取締役が過半数を占め、且つ議長を務める指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

株式報酬については、取締役会が定める役員株式給付規程に従って付与されるポイント数に応じて決定され、役員株式給付規程の改定については、指名報酬委員会への諮問・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

イ. 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（固定報酬）について、各取締役の報酬案に対し、指名報酬委員会がその審議を経て行った答申の内容を踏まえ、取締役会が個人別の報酬等に関する決定を行っており、当該決定に係る内容は上記決定方針に沿うものと判断しております。

また、取締役の個人別の報酬等（株式報酬）については、指名報酬委員会がその審議を経て行った答申の内容を踏まえ、取締役会が決定した役員株式給付規程に基づきポイントが算出されており、その内容は上記決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の金銭報酬の限度額は、2023年3月30日開催の第22回定時株主総会におきまして、取締役は年額3億円以内（その内、社外取締役1億円以内）ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれない、監査役は年額4千万円以内とすることが決議されております。なお、当該定時株主総会終結時の役員の員数は、取締役6名（その内、社外取締役3名）、監査役4名です。

また、2024年3月28日開催の第23回定時株主総会におきまして、上記金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式信託報酬（BBT-RS（Board Benefit Trust-Restricted Stock））の導入を決議しております。当該株式信託報酬（BBT-RS）の対象期間は、2024年12月期から2030年12月期までの7事業年度であり、対象期間中に付与するポイントの上限は350,000ポイント（1ポイント＝1株）であります。なお、当該定時株主総会終結時の本株式信託報酬の対象となる取締役は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 業績連動報酬に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役（社外取締役を除く。）の報酬と株式価値との連動をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式給付信託（BBT-RS）を導入しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額		報酬等の額の総額
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役	7名	139,326千円	-千円	139,326千円
（うち社外取締役）	（4名）	（29,750千円）	（-千円）	（29,750千円）
監査役	4名	36,300千円	-千円	36,300千円
（うち社外監査役）	（3名）	（21,300千円）	（-千円）	（21,300千円）
合 計	11名	175,626千円	-千円	175,626千円
（うち社外役員）	（7名）	（51,050千円）	（-千円）	（51,050千円）

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

②社外役員の当事業年度における活動状況

社外取締役及び社外監査役の当事業年度における活動状況は、次のとおりであります。

		主 な 活 動 状 況
取締役	内藤真一郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主にWEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
取締役	原田 静織	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主にインバウンドビジネスに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
取締役	那珂 通雅	当事業年度に開催された取締役会17回全て出席し、主に金融業界・グローバルビジネスに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
取締役	森 詩絵里	社外取締役就任後開催された取締役会13回全て出席し、主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
監査役	梅原 和彦	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会19回全てに出席し、金融機関での豊富な経験と高い見識及び企業経営者としての経営に対する幅広い見識から、適宜発言を行うとともに、その他重要な会議についても参画し、常勤監査役として取締役の業務執行を監査しております。
監査役	茂田井純一	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会19回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・知識から、適宜発言を行っております。
監査役	寶角 淳	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会19回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・知識から、適宜発言を行っております。

(注) 会社法第370条に定める取締役会の決議の省略による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「コンプライアンス規程」を定める。
- b コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を担当役員とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的な取り組みを行う。
- c 内部監査室を設置し、代表取締役が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告する。
- d 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる手段を確保するものとし、その一つとして役員及び使用人が社外に直接通報できるコンプライアンス通報・相談窓口を設置し運営する。この場合、通報者の承諾がない限り通報者の氏名を開示しない（匿名性の保障）ことと通報者に不利益がないことを確保する。
- e 取締役会は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 文書管理規程に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - (a) 株主総会議事録及び関連資料
 - (b) 取締役会議事録及び関連資料
 - (c) 経営会議議事録及び関連資料
 - (d) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
 - (e) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- b 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」及び「文書保存年限表」に基づき適正に保存・管理する。
- c 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ規程」、「情報セキュリティ運営規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
- d 取締役及び監査役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写又は複写することができる。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a リスク管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
 - b 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会に対して報告する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - b 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
 - c 取締役及び使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a グループ会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。
 - b 内部監査室による内部監査を実施し、適宜、グループ会社の適正な業務執行を監視する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 監査役の業務を補助すべき使用人を置くこと及び置く場合の員数については、監査役と取締役会で協議の上で決定する。
 - b 前項の使用人が監査役の職務を補助する際には、取締役の指示命令を受けないものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - b 経理部長等は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に対する報告を行う。
 - c 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要な会議に監査役会の指名した監査役が出席する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査室及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a 反社会的勢力とは関係を持たないことをコンプライアンス方針として定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- b 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は法務部を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。
- c 事業に関わる契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
- d 事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面にて交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク管理委員会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、管理職者の面談や経営会議等の社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社グループを取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していくことを基本方針といたします。

この方針に基づき、持続的な成長に向けた戦略投資を最優先とし、企業価値の最大化を図る一方で、資本コストを意識しながら資本効率を高め、安定的かつ持続的な配当の実施と株価形成に繋げていくことを目指し、配当性向30～40%を目安といたしました。

なお、第25期及び第26期につきましては、2025年2月13日開催の臨時取締役会におきまして、配当性向を50%とすることを決議しております。

また、自己株式の取得・消却につきましては、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るために、適切に実施してまいり所存です。剰余金の配当は、期末配当の年1回もしくは中間配当を含めた年2回の配当を行うこととし、配当額の決定機関は取締役会であります。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,232,446	流動負債	6,687,612
現金及び預金	11,883,390	支払手形及び買掛金	1,462,700
売掛金	6,187,813	1年内返済長期借入金	135,594
商成品	329,440	未払金	1,957,601
貯蔵品	34,327	未払法人税等	1,247,737
その他の他	1,057,827	賞与引当金	221,098
貸倒引当金	△260,352	株主優待引当金	441,601
固定資産	6,029,075	その他の他	1,221,279
有形固定資産	3,558,290	固定負債	683,253
建物及び構築物	1,602,111	長期借入金	464,401
機械装置及び運搬具	80,520	繰延税金負債	24,711
工具、器具及び備品	226,011	その他の他	194,141
レンタル資産	506,514	負債合計	7,370,866
土地	899,203	(純資産の部)	
建設仮勘定	243,813	株主資本	17,254,100
その他の他	115	資本金	2,713,443
無形固定資産	1,008,366	資本剰余金	2,531,442
ソフトウェア	102,694	利益剰余金	14,145,156
のれん	905,650	自己株式	△2,135,941
その他の他	21	その他の包括利益累計額	213,390
投資その他の資産	1,462,419	その他有価証券評価差額金	△7,862
投資有価証券	115,026	繰延ヘッジ損益	18,800
繰延税金資産	322,582	為替換算調整勘定	202,452
その他の他	1,164,488	新株予約権	423,164
貸倒引当金	△139,677	純資産合計	17,890,656
資産合計	25,261,522	負債・純資産合計	25,261,522

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	35,528,993
売上原価	14,958,936
売上総利益	20,570,057
販売費及び一般管理費	15,205,001
営業利益	5,365,056
営業外収益	
受取利息	734
受取配当金	4,024
持分法による投資利益	17,841
為替差益	1,239
受取手数料	10,925
助成金の収入	27,064
その他	14,612
営業外費用	76,442
支払利息	10,618
消費税	3,978
支払手数料	2,812
その他	1,855
経常利益	19,264
特別利益	5,422,233
投資有価証券売却益	60,204
特別損失	
固定資産売却損	698
固定資産除却損	57,703
減損	118,243
税金等調整前当期純利益	176,645
法人税、住民税及び事業税	1,846,568
法人税等調整額	83,634
当期純利益	5,305,793
親会社株主に帰属する当期純利益	1,930,202
	3,375,590
	3,375,590

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,571,601	2,637,682	11,663,013	△2,645,942	14,226,354
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	141,842	141,842			283,684
剰余金の配当			△631,463		△631,463
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,375,590		3,375,590
自己株式の取得				△66	△66
株式給付信託に対する 自己株式の処分		△10,529		10,529	—
自己株式の消却		△499,537		499,537	—
利益剰余金から資本剰 余金への振替		261,984	△261,984		—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	141,842	△106,240	2,482,143	510,000	3,027,745
当期末残高	2,713,443	2,531,442	14,145,156	△2,135,941	17,254,100

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△9,563	－	172,936	163,373	217,907	14,607,635
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						283,684
剰余金の配当						△631,463
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,375,590
自己株式の取得						△66
株式給付信託に対する 自己株式の処分						－
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰 余金への振替						－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,700	18,800	29,515	50,017	205,257	255,274
当期変動額合計	1,700	18,800	29,515	50,017	205,257	3,283,020
当期末残高	△7,862	18,800	202,452	213,390	423,164	17,890,656

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・24社

連結子会社の名称

株式会社メンバーズネット

ベストリンク株式会社

株式会社アルファートクノ

株式会社BOS

株式会社ビジョンアド

株式会社ビジョンテクノロジーズ

株式会社あどぼる

こしかの温泉株式会社

ZORSE株式会社

株式会社Vision Works

株式会社Vision Link

Vision Mobile Korea Inc.

Vision Mobile Hawaii Inc.

Vision Mobile Hong Kong Limited

無限全球通移動通信股份有限公司

GLOBAL WIFI.COM PTE.LTD.

GLOBAL WIFI.UK LTD

VISION VIETNAM ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY

上海高效通信科技有限公司

Global WiFi France SAS

Vision Mobile Italia S.r.l.

VISION MOBILE USA CORP.

Vision Mobile New Caledonia SAS

VISION USA CORP.

当連結会計年度において、株式会社Vision Works、株式会社Vision Link及びVISION USA CORP.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

ビジョンベンチャーズ株式会社

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数… 1社

持分法を適用する関連会社名

株式会社eeeats

3. 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社あどばるの決算日は5月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、11月30日現在で仮決算を実施し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また、ZORSE株式会社の決算日は6月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在で仮決算を実施し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

さらにVision Mobile Hong Kong Limited他6社の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の決算書を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却以外のもの 却原価は、移動平均法により算出）

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

- ② 棚卸資産
 - 商品 … 先入先出法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
 - 貯蔵品 … 先入先出法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、レンタル資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年
レンタル資産	2年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① グローバルW i F i 事業関連

グローバルW i F i 事業は、モバイルデータ通信を行うルーター端末のレンタルを主に行っており、契約に基づくレンタル期間において通信サービスを提供する義務があり、レンタル期間の履行義務の充足に伴い収益を認識しております。レンタルに含まれるリース収益については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号2007年3月30日)に基づき、収益を認識しております。

これらのサービスの対価は、概ね1か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 情報通信サービス事業関連

情報通信サービス事業は、通信回線の取次ぎ、複合機・ネットワーク機器等の販売、ホームページの制作等を行っており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらのサービス、商品提供の対価は、契約条件に従い、通常サービス、商品提供であれば履行義務の充足時点から1か月以内、割賦販売及びリース取引の場合には7年以内の分割で受領しております。なお、割賦販売及びリース取引においても契約単位で重要性に乏しく金融要素の影響について約束した対価の額の調整は行っておりません。

また、通信回線の取次サービスにおいて、顧客が短期間で通信回線を解約した際に発生する返戻金の見込み額を返金負債として認識しております。

③ グランピング・ツーリズム事業関連

グランピング・ツーリズム事業は、グランピング施設に付帯するサービスの提供及びインバウンド旅行の手配を行っており、受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足される時点で収益を認識しております。これらのサービスの対価は、概ね1か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理による為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法にて償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「消費税差額」(前連結会計年度2,487千円)については金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係わる連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係わる連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

株式会社あどぼるの株式取得の際に認識したのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	905,650

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結子会社である株式会社あどぼるの超過収益力として識別したのれんの未償却残高771,559千円を、連結貸借対照表に計上しております。認識したのれんを含む資産グループは、主として事業計画の達成状況をモニタリングすることによって減損の兆候の有無の判断を行っております。のれんの減損の兆候を把握した場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合にはのれんを含む資産グループについて減損損失の認識を行うこととしております。

将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積もっておりますが、当該計画は種々の指標の主要な仮定に基づいて作成されており、この主要な仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定が、経済環境の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	2,254,128千円
建物及び構築物	372,119 //
機械装置及び運搬具	62,343 //
工具、器具及び備品	336,052 //
レンタル資産	1,475,780 //
リース資産	7,629 //
その他	203 //

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失に関する注記

当社グループは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象を資産のグループ化しております。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損金額 (千円)
宮城県仙台市	事業用資産	のれん	118,243

当社グループは、のれんについて原則として会社単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、一部の連結子会社の取得時に認識したのれんについて、買収当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローを19.2%で割引引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 50,422,000 株

2. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式 998,400 株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月9日 臨時取締役会	普通株式	631,463	13	2024年 6月30日	2024年 9月10日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の 原資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月13日 臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	683,812	14	2024年 12月31日	2025年 3月13日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、取引先企業の市場価格の変動リスクや財務状態の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については専任の債権管理部門を設置することにより、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（時価の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的取引先企業の市場価格や財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（※2. をご参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	6,187,813	6,138,135	△49,678
(2) 投資有価証券（※2）	41,313	41,313	—
資産計	6,229,126	6,179,448	△49,678
(3) 長期借入金（※3）	599,995	569,614	△30,381
負債計	599,995	569,614	△30,381

※1. 「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」、及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

- ※2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	21,117
関連会社株式 (非上場)	52,596

- ※3. 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	41,313	—	—	41,313
資産計	41,313	—	—	41,313

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	6,138,135	—	6,138,135
資産計	—	6,138,135	—	6,138,135
長期借入金	—	569,614	—	569,614
負債計	—	569,614	—	569,614

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

売掛金のうち、割賦取引に係る売掛金については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、そのキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	グローバル Wi Fi 事業	情報通信 サービス 事業	グランピン グ・ツーリ ズム事業	計		
データ通信	17,335,320	—	—	17,335,320	—	17,335,320
OA 機器	—	5,439,161	—	5,439,161	—	5,439,161
移動体通信 機器	—	3,334,390	—	3,334,390	—	3,334,390
インターネット メディア	—	1,008,869	—	1,008,869	—	1,008,869
ブロードバン ド回線	—	427,605	—	427,605	—	427,605
エコソリュー ション	—	832,179	—	832,179	—	832,179
グランピング	—	—	928,874	928,874	—	928,874
その他	820	1,851,609	226,476	2,078,906	32,171	2,111,078
顧客との契約 から生じる収 益	17,336,141	12,893,815	1,155,350	31,385,308	32,171	31,417,479
その他の 収益 (注) 2	2,539,430	1,572,084	—	4,111,514	—	4,111,514
外部顧客への 売上高	19,875,571	14,465,900	1,155,350	35,496,822	32,171	35,528,993

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディア事業、カタログ販売事業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

契約負債 (期首残高)	503,800
契約負債 (期末残高)	718,858

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、503,800千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	357円62銭
1 株当たり当期純利益	69円59銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,354,149	流動負債	5,872,614
現金及び預金	9,214,053	買掛金	1,310,086
売掛金	5,812,732	未払金	1,773,706
商貯蔵品	286,736	未払費用	87,537
前渡金	34,305	未払法人税等	1,221,663
前払費用	300,491	契約負債	347,036
関係会社短期貸付金	189,165	預り金	357,074
その他の貸倒引当金	340,098	賞与引当金	172,665
固定資産	5,799,046	株主優待引当金	441,601
有形固定資産	2,801,687	その他の他	161,243
建物	844,252	固定負債	26,071
構築物	111,207	役員株式給付引当金	13,932
機械及び装置	69,964	その他の他	12,139
車両運搬具	4,225	負債合計	5,898,685
工具、器具及び備品	176,605	(純資産の部)	
レンタル資産	486,199	株主資本	15,820,407
土地	873,906	資本剰余金	2,713,443
建設仮勘定	235,325	資本準備金	2,531,442
無形固定資産	63,726	利益剰余金	12,711,463
ソフトウェア	63,726	その他利益剰余金	12,711,463
投資その他の資産	2,933,633	固定資産圧縮積立金	33,173
投資有価証券	61,430	繰越利益剰余金	12,678,289
関係会社株式	1,045,577	自己株式	△2,135,941
出資金	3,185	評価・換算差額等	10,938
関係会社長期貸付金	822,989	その他有価証券評価差額金	△7,862
破産更生債権等	80,173	繰延ヘッジ損益	18,800
長期前払費用	17,503	新株予約権	423,164
繰延税金資産	283,250	純資産合計	16,254,510
その他の貸倒引当金	762,820	負債・純資産合計	22,153,196
	△143,297		
資産合計	22,153,196		

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,848,671
売上原価	12,700,687
売上総利益	19,147,983
販売費及び一般管理費	13,948,139
営業利益	5,199,844
営業外収益	
受取利息	22,874
受取配当金	4,024
業務受託手数料	65,342
その他	26,061
営業外費用	
支払利息	105
消費税差額	2,873
その他	458
経常利益	5,314,708
特別利益	
投資有価証券売却益	60,204
特別損失	
固定資産除却損	37,752
関係会社株式評価損	145,941
税引前当期純利益	5,191,219
法人税、住民税及び事業税	1,785,080
法人税等調整額	62,891
当期純利益	3,343,246

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,571,601	2,389,599	248,116	2,637,716
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	141,842	141,842		141,842
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の 取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株式給付信託に対する 自己株式の処分			△10,529	△10,529
自己株式の消却			△499,537	△499,537
利益剰余金から資本剰 余金への振替			261,950	261,950
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	141,842	141,842	△248,116	△106,274
当期末残高	2,713,443	2,531,442	-	2,531,442

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	固定資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	35,456	10,226,174	10,261,630	△2,645,942	12,825,006
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					283,684
剰余金の配当		△631,463	△631,463		△631,463
固定資産圧縮積立金の 取崩	△2,282	2,282	－		－
当期純利益		3,343,246	3,343,246		3,343,246
自己株式の取得				△66	△66
株式給付信託に対する 自己株式の処分				10,529	－
自己株式の消却				499,537	－
利益剰余金から資本剰 余金への振替		△261,950	△261,950		－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	△2,282	2,452,115	2,449,833	510,000	2,995,401
当期末残高	33,173	12,678,289	12,711,463	△2,135,941	15,820,407

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△9,563	—	△9,563	217,907	13,033,350
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					283,684
剰余金の配当					△631,463
固定資産圧縮積立金の 取崩					—
当期純利益					3,343,246
自己株式の取得					△66
株式給付信託に対する 自己株式の処分					—
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰 余金への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,700	18,800	20,501	205,257	225,758
当期変動額合計	1,700	18,800	20,501	205,257	3,221,160
当期末残高	△7,862	18,800	10,938	423,164	16,254,510

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

② その他有価証券
市場価格のない株式等… 時価法
以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価
は、移動平均法により算出)
市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…先入先出法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
貯蔵品…先入先出法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、レンタル資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	10～17年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～16年
レンタル資産	2年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員の株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① グローバルW i F i 事業関連

グローバルW i F i 事業は、モバイルデータ通信を行うルーター端末のレンタルを主に行っており、契約に基づくレンタル期間において通信サービスを提供する義務があり、レンタル期間の履行義務の充足に伴い収益を認識しております。レンタルに含まれるリース収益については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号2007年3月30日）に基づき、収益を認識しております。

これらのサービスの対価は、概ね1か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 情報通信サービス事業関連

情報通信サービス事業は、複合機、ネットワーク機器等の販売、ホームページの制作等を行っており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらのサービス、商品提供の対価は、契約条件に従い、通常の商品提供であれば履行義務の充足時点から1か月以内、割賦販売及びリース取引の場合には7年以内の分割で受領しております。なお、割賦販売及びリース取引においても契約単位で重要性に乏しく金融要素の影響について約束した対価の額の調整は行っておりません。

また、通信回線の取次サービスにおいて、顧客が短期間で通信回線を解約した際に発生する返戻金の見込み額を返金負債として認識しております。

③ グランピング・ツーリズム事業関連

グランピング・ツーリズム事業は、グランピング施設に付帯するサービスの提供及びインバウンド旅行の手配を行っており、受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足される時点で収益を認識しております。これらのサービス提供の対価は、概ね1か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理による為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「消費税差額」(前事業年度2,487千円)については金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係わる計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係わる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式(株式会社あどぼる)の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	1,045,577

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、株式会社あどぼるの株式を関係会社株式581,860千円として貸借対照表に計上しており、取得価額には超過収益力を評価した部分が含まれております。

関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。

関係会社株式の評価における重要な見積りは発行会社の事業計画に基づく超過収益力等であり、その主要な仮定は、連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記)株式会社あどぼるの株式取得の際に認識したのれんの評価」に記載のとおりであります。

見積りにおいて用いた主要な仮定が、経済環境の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	1,885,887千円
建物	194,262 //
構築物	23,214 //
機械及び装置	44,516 //
車両運搬具	5,463 //
工具、器具及び備品	255,172 //
レンタル資産	1,363,255 //

2. 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	135,636千円
長期金銭債権	4,800 //
短期金銭債務	414,094 //

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	272,473千円
仕 入 高	909,333 //
その他の営業取引高	487,914 //
営業取引以外の取引高	88,074 //

2. 関係会社株式評価損

連結子会社の株式減損処理に伴う評価損であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,578,235株

自己株式には、当社が設定する役員向け株式給付信託において、当該信託が保有する当社株式(183,500株)は含まれておりません。

(税効果会計関係に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	52,870千円
未払事業税	66,533 //
未払社会保険料	5,480 //
投資有価証券評価損	112,987 //
関係会社株式評価損	57,286 //
貸倒引当金	136,204 //
返金負債	23,979 //
未払給与	24,846 //
資産除去債務	20,021 //
減価償却超過額	67,913 //
繰延資産償却超過額	9,654 //
減損損失	22,363 //
その他	42,713 //
繰延税金資産小計	<u>642,855千円</u>
評価性引当額	<u>△336,666 //</u>
繰延税金資産合計	<u>306,188千円</u>

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	<u>△8,297千円</u>
固定資産圧縮積立金	<u>△14,640 //</u>
繰延税金負債合計	<u>△22,938千円</u>
繰延税金資産純額	<u>283,250千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ベストリンク 株式会社	東京都 新宿区	10,000	グローバ ルWiFi事 業、情報 通信サー ビス事業	所有 直接 100.0	グローバル WiFi事業、固 定通信事業に おける業務委 託等、役員の 兼任	通信回線の 卸売、利用 料金の回収	162,437	売掛金 預り金	39,189 256,640
子会社	株式会 社 ビジョンアド	東京都 新宿区	10,000	広告事業	所有 直接 60.0	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	1,880	関係会社 長期貸付金 (注3)	125,000
子会社	株式会 社 あどばる	東京都 新宿区	10,000	情報通信 サービス 事業	所有 直接 49.1 間接 1.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	168,000 7,256	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	300,098 57,539
子会社	こしかの温泉 株式会社	鹿児島県 霧島市	53,880	グランピ ング・ツ ーリズム 事業	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	11,581	関係会社 長期貸付金	550,000

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格等の取引条件や貸付金の適用金利は、市場の実勢価格や市場金利等を参考にして、決定しております。
3. 株式会社ビジョンアドに対する貸付については、55,704千円の貸倒引当金を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	324円12銭
1株当たり当期純利益	68円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社ビジョン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 慶典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永井 公人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジョンの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社ビジョン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 慶典
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永井 公人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジョンの2024年1月1日から2024年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び管理責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると共に、その運用状況に係る事業報告の記載内容は適切であり、内部統制システムの構築・運用に関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

株式会社ビジョン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)

梅原和彦 ㊟

常勤監査役

丹羽哲也 ㊟

社外監査役

茂田井純一 ㊟

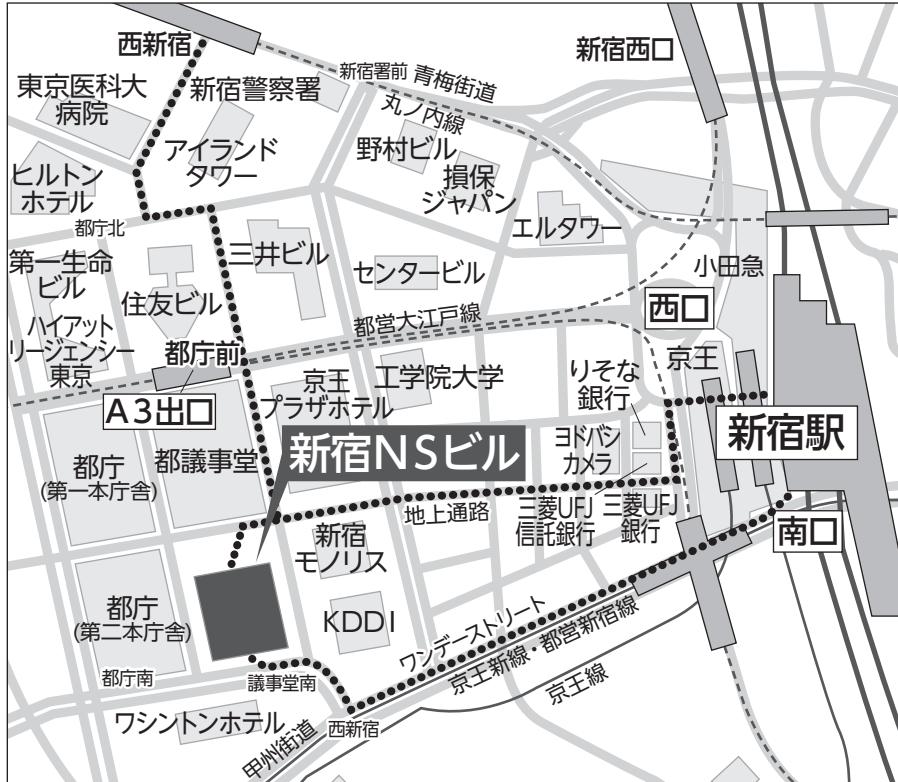
社外監査役

寶角淳 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス ホールB



株主総会会場までの主な交通のご案内

新宿駅南口・西口から徒歩約10分

東京メトロ丸ノ内線西新宿駅から徒歩約10分

都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約5分

- NSスカイカンファレンス ホールBが満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
- 質疑でのご質問は、メイン会場であるNSスカイカンファレンス ホールBにてお受けいたします。